

新たに農業を始める方を支援！

農業次世代人材投資資金

就農に向けた研修期間と就農してからの一定期間、国から資金の交付が受けられます。

就農に向けて研修を希望する方は・・・

次世代を担う農業者となることを志向する方の**就農前の研修**を後押しします。

準備型

交付額

最大**150万円**／年（原則2年以内）

主な交付要件

- 就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となる強い意欲を有していること。
- 独立・自営就農^{注1)}、雇用就農又は親元での就農を目指すこと。
- 県が認めた研修機関等で概ね1年かつ概ね年間1,200時間以上研修すること。
- 常勤の雇用契約を結んでいないこと。
- 生活保護、求職者支援制度など生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。
- 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。
- 研修中の怪我等に備えて障害保険に加入すること。

次の場合は返還義務が生じます！

- 適切な研修を行っていない場合、必要な報告を行わない場合、虚偽の申請等を行った場合
- 研修終了後1年以内に原則50歳未満で就農をしなかった場合
- 交付期間の1.5倍（最低2年間）の期間、農業を継続しない場合
- 独立・自営就農を目指す者：就農後5年以内に認定新規就農者^{注2)}又は認定農業者^{注3)}にならなかった場合
- 親元就農者：就農後5年以内に経営継承しなかった又は農業法人の共同経営者にならなかった場合

独立して農業を開始する方は・・・

次世代を担う農業者となることを志向する方の**就農直後の経営確立**を支援します。

経営開始型

交付額

最大**150万円**／年（原則5年以内）

※夫婦で就農する場合は2人で最大225万円/年
※経営開始2年目以降は前年所得により交付額は変動

主な交付要件

- 独立・自営就農であり、就農時の年齢が原則50歳未満の認定新規就農者^{注2)}で、次世代を担う農業者となる強い意欲を有していること。
- 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 経営を継承する場合は、新規参入者と同等の経営リスク（新規作目の導入など）を負うと市町村長に認められること。
- 市町村が作成する地域農業マスタープラン^{注4)}に中心となる経営体として位置づけられている、もしくは位置づけられることが確実であること、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと、また、農の雇用事業による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入すること、もしくは加入することが確実であること。
- 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。

次の場合は交付停止になります！

- 前年の総所得が350万円以上の場合
- 適切な農業経営を行っていないと市町村が判断した場合
- 交付2年目終了後に行われる中間評価で重点的な指導を実施しても経営の改善が見込みがたいと判断された場合

次の場合は返還義務が生じます！

- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合
- 虚偽の申請等を行った場合

詳細は、裏面の問い合わせ先にご確認ください。 注1～4：用語の説明は裏面をご覧ください。

用語説明

注2 認定新規就農者とは...

市町村において、農業経営基盤強化促進法に規定する**青年等就農計画の認定**を受けた者

注3 認定農業者とは...

市町村等において、農業経営基盤強化促進法に規定する**農業経営改善計画の認定**を受けた者

注1 独立・自営就農とは...

- ① 農地の所有権又は利用権を交付対象者が有している。
- ② 主要な機械・施設を交付対象者が所有又は借りている。
- ③ 生産物等を交付対象者の名義で出荷・取引する。
- ④ 交付対象者の農産物等の売上や経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理する。
- ⑤ 交付対象者が農業経営に関する主宰権を有している。

注4 地域農業マスタープランとは...

集落・地域ごとに、担い手や農地等これからの地域農業のあり方を話し合い、作成した計画。人・農地プラン。

農業次世代人材投資資金 問合せ先

事業全般

準備型

岩手県農林水産部農業普及技術課 普及担当

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10-1

TEL : 019-629-5654 FAX : 019-629-5664

Eメール : AF0005@pref.iwate.jp



- 募集期間・申請方法は岩手県公式ホームページ（下記URL、上記QRコード）をご確認ください。トップページ > 産業・雇用 > 農業 > 新規就農

<https://www.pref.iwate.jp/sangyoukoyou/nougyou/shuunou/1030211/1030212.html>

- 申請には研修計画（研修内容や就農時の計画等を記載）等の書類提出が必要です。
- 交付者は、県が交付要件や計画等を確認し、審査会を経て予算の範囲内で決定します。
- 原則として**岩手県内に就農予定**の方が対象となります。県内で研修し県外に就農予定の方、県外で研修し県内に就農予定の方は、申請予定時期より早めにご相談ください。

経営開始型

各市町村 農政担当課

市町村により「農政課」「農林課」「産業振興課」等の名称です。

- 就農を予定する農地の多くがある市町村の農政担当課にお問い合わせください。
- 募集期間・申請方法は、市町村により異なります。
- 申請には、青年等就農計画（就農後5年間の経営計画等）等の書類提出が必要です。
- 交付者は、各市町村が交付要件や青年等就農計画等を審査のうえ決定します。

事業詳細

農林水産省ウェブページで確認できます

https://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html



このリーフレットに記載されているのは令和2年6月23日時点の内容です。
最新の内容は上記の岩手県または農林水産省のURLをご確認ください。